

国の災害用備蓄食品の有効活用について

令和3年4月21日

関係府省庁申合せ

国の災害用備蓄食品については、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、以下の通り申し合わせることにする。

1. 災害用備蓄食品については、今後とも、その取得目的等を踏まえ、合理的な時期に適切に入替えを行う。入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等[※]への提供に取り組むこととし、その取扱いは以下の通りとする。

※ フードバンク団体等には、フードバンク団体^{*1}のほか、子ども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。

- (1) これまでの各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね2か月^{*2}以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。
- (2) 賞味期限までの期間が概ね2か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。
- (3) 賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供^{*3}を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。

2. 災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁においてwebサイトに掲載^{*4}のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表を行う。

3. まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大する。

なお、以上の申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後必要に応じ見直しを行うものとする。

(別紙)

申合せ参加府省庁

内閣官房
内閣法制局
復興庁
内閣府
宮内庁
公正取引委員会
警察庁
金融庁
消費者庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

なお、会計検査院及び人事院に対しては、参考までに送付することとする。

また、本申合せに係る物品管理法の適用関係については、財務省主計局法規課と協議済である。

* 1 フードバンク団体について

提供するフードバンク団体等については、農林水産省が同省 web サイト（URL 下記）において、「各フードバンク活動団体の紹介」として 130 団体（令和 2 年 12 月 24 日現在）を示している。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

* 2 令和元年～令和 2 年の売払い不成立事例の実績

賞味期限までの残存期間の単純平均	2.6 か月
売払いに供した数量を考慮した加重平均	2.1 か月

賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品の取扱い

賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品をフードバンク団体等へ提供するに当たり、フードバンク団体等が当該食品を安心、かつ円滑に消費できるよう、消費者庁が「いつ頃までに食べ切るべきか」といった消費の目安となる期限を示しつつ提供

- ◆ 期限の設定にあたっては、メーカー等と相談の上、**品質状態を確認するための細菌検査及び官能検査（外観、色味、異臭の確認）を実施。**
- ◆ 長期保存食品について、一律の期限を業界等から提案してもらうよう働きかけたが、現時点では対応困難とすることを踏まえた措置。
- ◆ 今回、消費者庁においては消費の目安となる期限について、専門家の助言を踏まえ、商品特性などの技術的観点から**賞味期限から3か月後と設定。**

非常用・備蓄用 長期保存パック ご飯（越後製菓（株）製）

・ 賞味期限：2021年1月

・ 数量：816食（24食入り※×34箱）

※「加熱材・加熱袋」及び「味付海苔（4枚/1パック）」付属



当該パックご飯のほか、α化米ごはん、ビスケット、水を令和3年3月30日に提供

* 4 各府省庁の web サイトに掲載する情報

1. 提供可能となる食品に関する情報

提供予定食料に関する情報（商品目、内容量、1個当たりの重量、賞味期限、販売者・製造者、1箱当たりの大きさ（縦×横×高さ）、1箱当たりの個数、1箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、商品の写真）、引渡時期、引渡方法、引渡場所（地図）、申込期限、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、合意事項

2. 提供実績に関する情報

提供時期、品目、数量（概数）、提供先